

NO 不法投棄は 犯罪です!!



罰則

廃棄物をみだりに捨てる

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金

または **その両方** が科せられることがあります。

不法投棄防止のためのポイント

1 こまめな草刈りなど、 自分の土地を適正に管理する

★ 不法投棄者がわからない場合は、土地所有者に撤去をお願いすることになります。

2 定期的に見回りをするなど、 土地の状況を把握しておく

★ 「監視している」という環境を作ることが大切です。

3 不法投棄防止の看板を 設置する

★ 市役所・町役場で看板の提供をしています。



相談
窓口

秩父市
皆野町
長瀬町
秩父

生活衛生課
町民生活課
町民課
警察署

☎25-5202
☎62-1232
☎66-3111
☎24-0110

横瀬町 振興課
小鹿野町 住民生活課
小鹿野警察署

☎25-0114
☎75-4170
☎75-0110

ごみの野外焼却はやめましょう!

ごみの焼却による煙・悪臭により、窓を開けていられない、洗濯物が干せない等の相談が非常に増えています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例により、適正な焼却炉を用いずにごみを焼却することは原則として禁止されています。

ごみを焼却せずに、ごみ収集に出すようお願いいたします。

なお、悪質なごみの焼却は「不法焼却」として罰せられます。



不法焼却の罰則（廃棄物処理法第16条の2）

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの併科
(法人に関しては行為者を罰するほか、さらに3億円以下の罰金刑)

やむを得ない焼却

次の行為は 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 により規制から外れます。

- ・ 国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な焼却
 - ・ 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
 - ・ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
 - ・ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないと思われる焼却
 - ・ たき火など、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- なお、やむを得ない焼却の場合においては、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を事前に最寄りの消防署へ提出しましょう。



相談
窓口

秩父市 生活衛生課
皆野町 町民生活課
長瀬町 町民課
秩父 警察署

☎25-5202
☎62-1232
☎66-3111
☎24-0110

横瀬町 振興課 ☎25-0114
小鹿野町 住民生活課 ☎75-4170
小鹿野 警察署 ☎75-0110